

各市町村 保育主管課長 様

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長
大阪府教育庁私学課長

施設型給付費に係る会計処理について（通知）

日頃から、本府児童福祉行政にご理解ご協力いただき、お礼申し上げます。

標記について、平成 29 年 3 月 8 日付け自治体向け F A Q 【第 15 版】において答が修正されました。

大阪府知事を所轄庁とする学校法人について、当該 F A Q のとおり取り扱っていただいて差し支えありませんので、通知します。また、この取扱いは平成 28 年度の会計年度より適用できるものとします。

なお、文部科学大臣所轄学校法人は対象外となります。

つきましては、貴市町村内の児童福祉施設等に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。

（参考 自治体向け F A Q 【第 15 版】 No.368）

事項：施設型給付費の取扱い

問：学校法人立の新制度園における施設型給付費に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。

答：施設型給付費は、施設の運営に標準的に要する費用総額として設定される「公定価格」から「利用者負担額」を控除した額であることから、その性質上、大科目は「補助金収入」として取り扱うことが基本です。（なお、小科目は「施設型給付費収入」とします。）

ただし、施設型給付費が、法的には保護者に対する個人給付と位置付けられるものであるという点を重視して、所轄庁（都道府県知事）の方針のもと、大科目を「学生生徒等納付金収入」として取り扱うことも可能です。ただし、この場合でも、小科目は「施設型給付費収入」とすることが必要ですので、ご注意下さい。

なお、公認会計士による外部監査を受けない場合には、市町村による会計監査が行われることを踏まえ、上記のような取扱いを行う場合には都道府県から市町村に対して適切な情報提供等をお願いします。

＜本件担当＞

施設型給付全般に関すること

大阪府福祉部子ども室子育て支援課

認定こども園・保育グループ

学校法人及び学校法人会計基準に関すること

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ